

令和元年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 報告書

教科・領域	総 則		愛知県教育委員会
月日・曜	小・中：6月17日（月）	会場名	国立オリンピック記念青少年総合センター

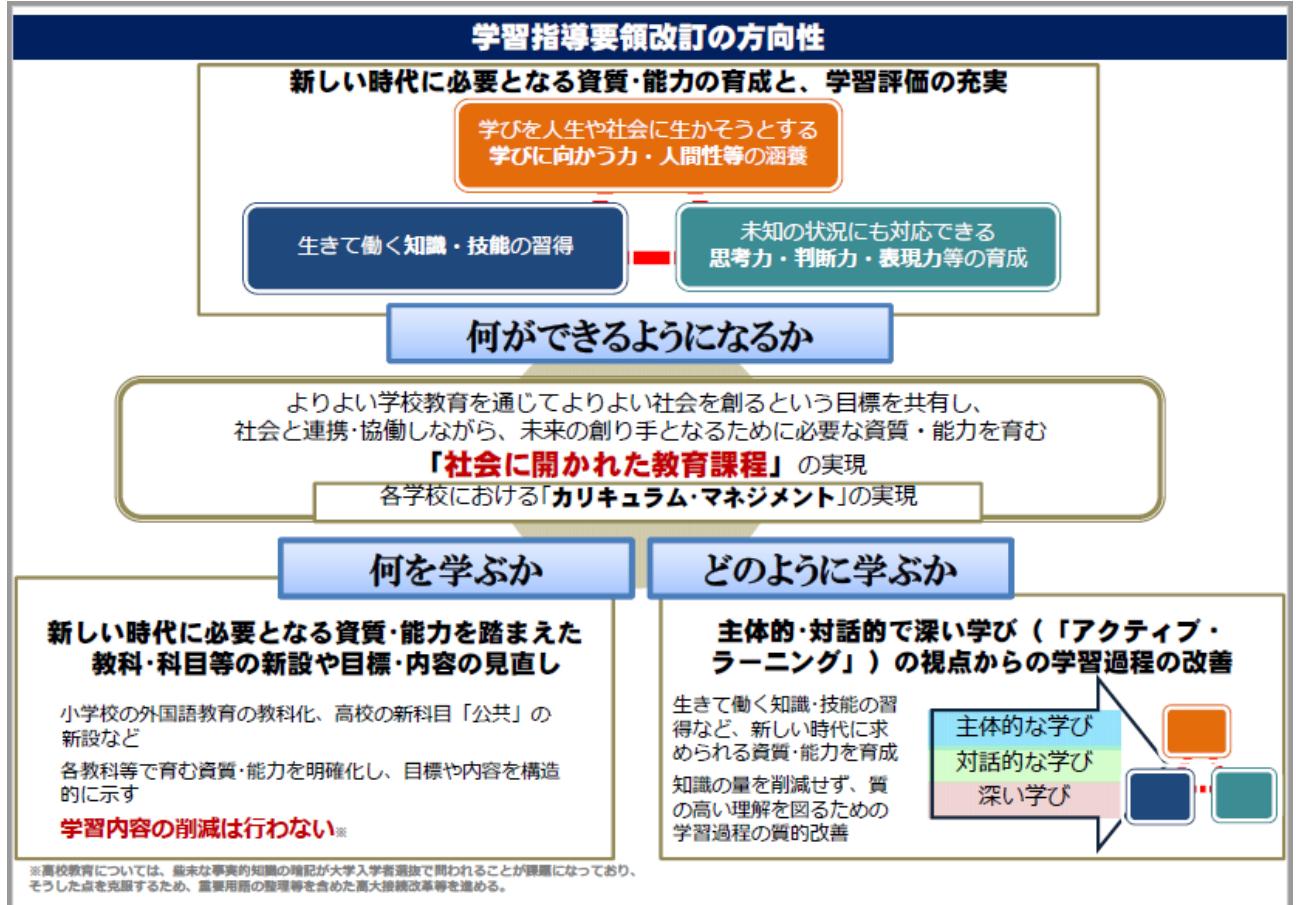
文部科学省初等中等教育局主任視学官

長尾篤志

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室長 板倉 寛

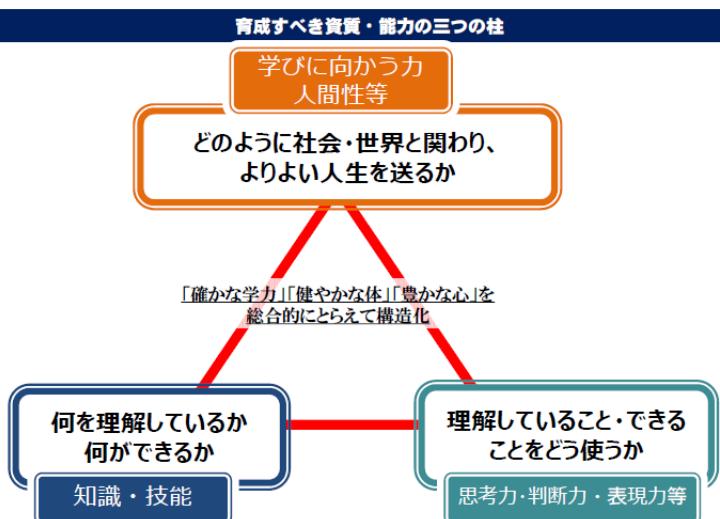
1 新学習指導要領の構造

(1) 学習指導要領改訂の考え方



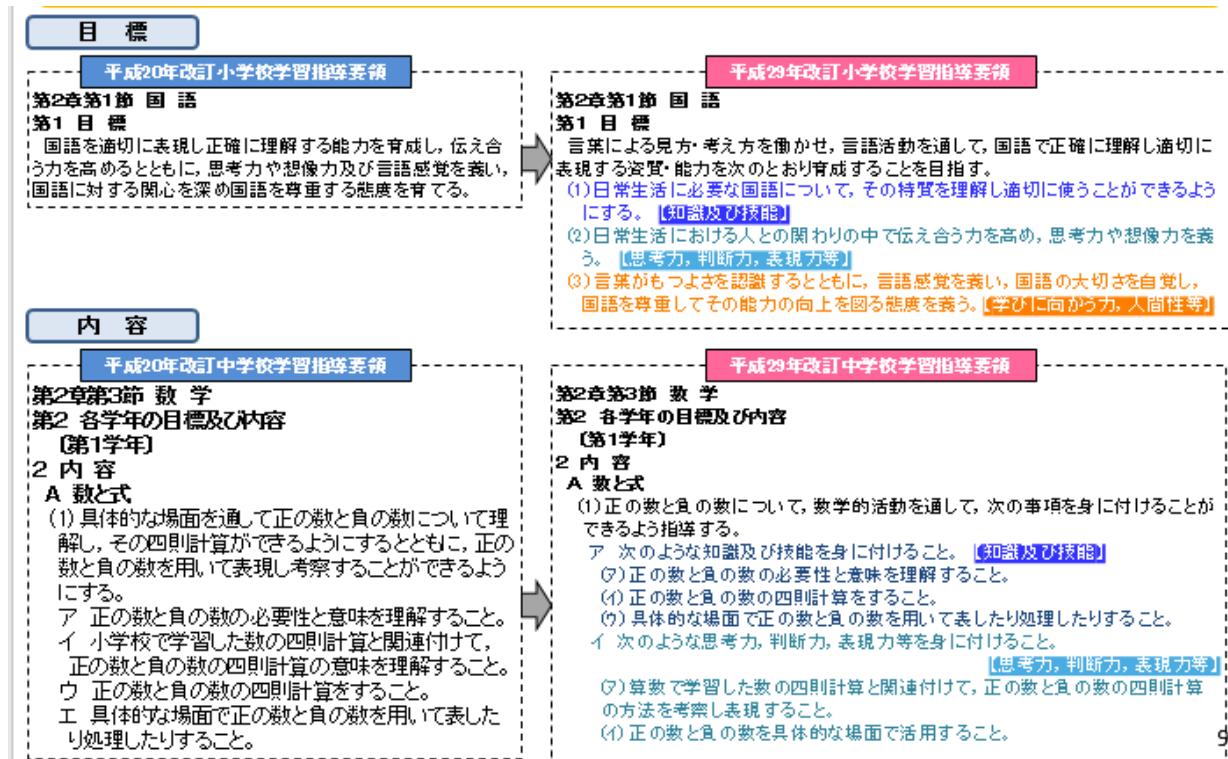
(2) 育成すべき資質・能力の三つの柱

学校教育法第30条第2項が定める
いわゆる学力の三要素（「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために思考力、判断力、表現力その他の能力」「主体的に学習に取り組む態度」）を議論の出発点しながら、学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



(3) 新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理。



2 カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

(1) カリキュラム・マネジメントの三つの側面

平成29年改訂小学校学習指導要領 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

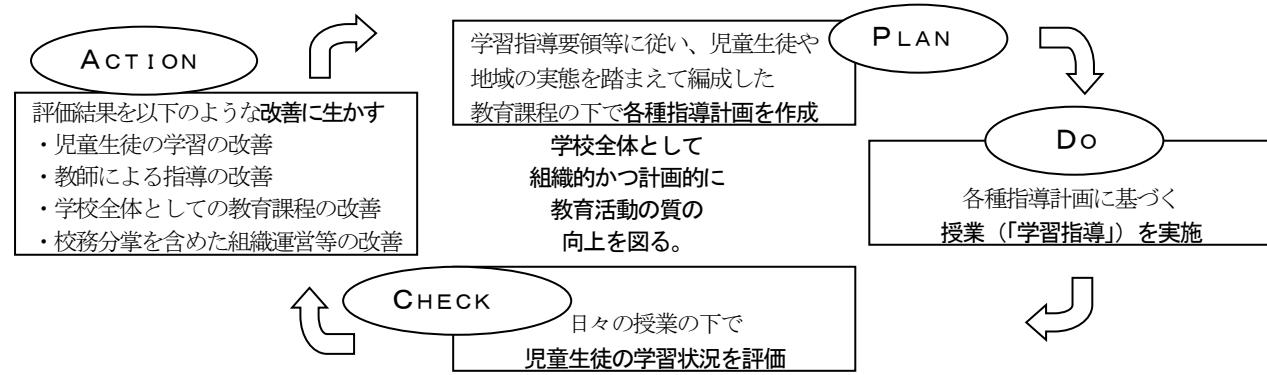
4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

※平成29年改訂中学校学習指導要領第1章総則にも同旨

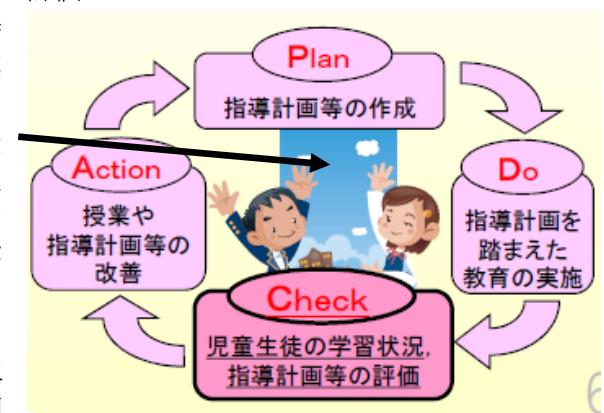
※①②③は本資料において追記（原典に記載なし）

(2) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価（各学校における教育活動）



3 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について
ア 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
イ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
ウ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。
○ 指導と評価の一体化を図るためにには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という観点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。
○ 特に「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。
(授業改善の例)
 - ・ 児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
 - ・ 自らの考えを記述したり話したりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容まとまりの中で設ける 等



(3) 学習評価の現状における課題

- 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
○ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
○ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
○ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
○ 相当な労力をかけて記述した指導要録が次の学年や学校段階において十分に活用されていない

(4) 学習評価の改善の基本方針

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方にして、学習評価を真に意味あるものにしていくことが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

4 学習評価の改善点

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

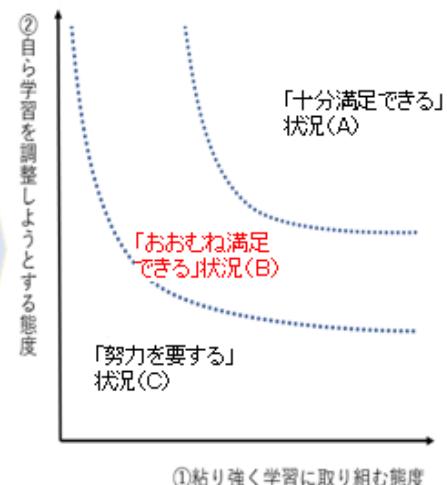
- (1) 「知識・技能」の評価
○ 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
○ それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得しているかについて評価する。

(2) 「思考・判断・表現」の評価

- 各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。
- (3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価
 - 「学びに向かう力、人間性等」には、主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。
 - 「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。
- これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



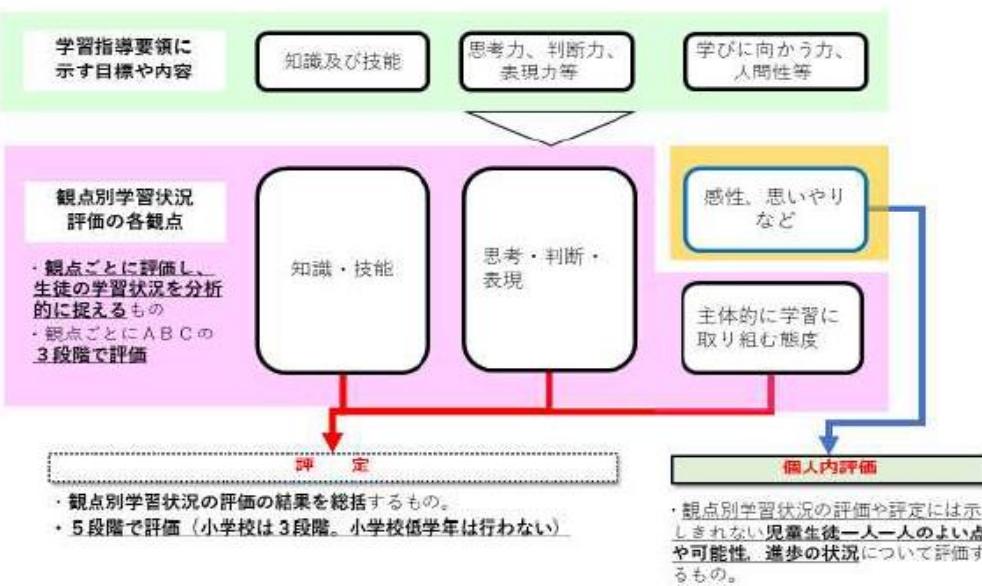
① 粘り強く学習に取り組む態度

○ 評価の工夫（例）

- ・ ノートやレポート等における記述
- ・ 授業中の発言
- ・ 教師の行動観察
- ・ 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

※ 「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。（ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。）

(4) 評価の基本構造



5 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

(1) 学習評価を行う上での各学校における留意事項

○ 評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたらせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

(小学校低学年の児童生徒に対しては、学習の「めあて」など分かりやすい言葉で伝える)

○ 観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

(日々の授業における児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要。)

○ 外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等（全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど）の結果を、指導や評価の改善につなげることも重要。

○ 学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

※ 例えば以下の取組が考えられる。

- ・ 教師同士での評価規準や評価方法の検討、明確化
- ・ 実践事例の蓄積・共有
- ・ 評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
- ・ 構内組織（学年会や教科等部会等）の活用

(2) 障害のある児童生徒の学習評価の考え方

○ 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様である。

○ 障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

○ 個別の指導計画と指導要録との関係の整理

- (ア) 個別の指導計画が作成される児童生徒
(イ) 通級による指導を受けている児童生徒

個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能。

(3) 教育委員会等による条件整備

① 教員研修の実施や各種参考資料の作成

報告や通知を踏まえた、教育委員会等における教員研修の実施や各種参考資料の作成が期待される。

- (ア) 国立教育政策研究所の参考資料（小・中学校）のイメージ（提示時期：令和元年11月）

- ・ 総説（学習指導要領改訂の方針、学習評価の基本的な考え方 等）（第1編）
- ・ 学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順（第2編）
- ・ 学習評価に関する事例（第3編）

- (イ) 学習評価の在り方ハンドブック（令和元年6月公表 国立教育政策研究所ウェブサイトに掲載）

- ・ 学習評価の基本的な考え方
- ・ 学習評価の基本構造
- ・ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について
- ・ 観点別学習状況の評価について
- ・ 学習評価の充実
- ・ Q&A 等



② 統合型校務支援システム導入の推進

指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することが重要。



教育委員会等において、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進することが必要。

6 移行措置期間中の学習評価について

(1) 小学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準に基づき、学習評価を行う。

※ 外国語活動に係る指導要録の取扱い

<第3学年及び第4学年>総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文書で記述。

<第5学年及び第6学年>外国語活動の記録の欄に文書で記述（従来通り）。

引き続き、数値による評価は行わず、評定も行わない。

(2) 中学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準に基づき、学習評価を行う。

※ 「特別の教科 道徳」の評価の在り方については、平成28年7月29日付で既に通知

7 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）

○ 現在の学校教育の成果

・ 世界トップレベルの学力水準 ・ 全国学力・学習状況調査において、平均正答率の差が縮小

○ 社会の急激な変とともに、課題も顕在化

・ 語彙力や読解力に課題 ・ 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化

・ いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加 ・ 教師の時間外勤務 ・ 学校のICT環境の脆弱さと地域間格差

○ Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

・ ①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい納得解を生み出す力等が必要

・ 教師の学びを支援するツール ・ 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師

・ 「チームとしての学校」の推進

これからの初等中等教育の  在り方について総合的に検討

① 新時代に対応した義務教育の在り方

・ 基盤的な学力の確実な定着に向けた方策 ・ 学級担任制と教科担任制

・ 習熟度別指導の在り方

② 新時代に対応した高等学校の在り方

・ 各学科の在り方 ・ STEAM教育の推進 ・ 定時制・通信制課程の在り方 ・ 地域社会との協働

③ 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

・ 就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方 ・ 指導体制の確保

・ 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

④ これからの時代に応じた教師の在り方

・ 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方

・ 教職員配置や教員免許制度の在り方

・ 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方

・ 教員免許更新制の実質化

・ 多様な背景をもつ人材によって教職員組織を構成

・ 教師の専門性向上のための仕組みの構築

・ 幼児教育無償化を踏まえた幼児教育の質の向上

・ 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

・ いじめの重大事態・虐待事案に適切に対応するための方策

・ 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方

・ 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

8 その他

○ 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月通知）

○ 「平成31年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）から、年間授業時数について